

Disclosure

2020年 ディスクロージャー誌

2020



石巻商工信用組合

ごあいさつ

平素より、石巻商工信用組合に格別のご愛顧を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

ここに、当組合の現況(令和元年度第65期)を本誌にとりまとめ致しました。事業方針、業績、事業活動等を紹介しておりますので、ご覧いただき、当組合へのご理解を深めて頂ければ幸いです。

令和元年度は、組合員並びに地域の方々に全力で支援するため、事業再生等に向けたコンサルティング活動、震災復興関連融資の取組み、金融円滑化への対応等を積極的に行って参りました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により広範囲に影響が生じている事業者への対応として、資金繰り支援や返済条件の変更等の各種経営相談の他、経営改善・事業再生等のコンサルティング活動に積極的に取り組んで参ります。

今後とも、協同組織による地元金融機関としての社会的使命と役割をしっかりと認識し、地域のために存在するという確固たる信念を持ち、地域経済・社会を支えて参る所存でございますので、皆さまの一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。



石巻商工信用組合
理事長 梶谷 啓二

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和30年 9月 石巻商工信用組合創業
- 昭和32年10月 飯野川支店開設
- 昭和34年 7月 前谷地支店開設
- 昭和38年10月 松島支店開設
- 昭和48年10月 豊里支店開設
- 昭和50年 7月 湊支店開設
- 昭和53年 5月 矢本支店開設
- 昭和55年 4月 登米支店開設
- 昭和57年 4月 蛇田支店開設
- 昭和59年 8月 全銀データ通信システム加盟
- 昭和61年11月 中里支店開設
- 昭和63年 5月 大街道支店開設
- 平成 2年 7月 都市銀行、地方銀行等とのCDオンライン提携実施
- 平成 5年 9月 日本銀行歳入復代理店復託業務取扱いの許諾を受ける
- 平成 6年 3月 証券業務取扱いの認可を受ける
- 平成13年 4月 渡波支店開設
- 平成23年 3月 東日本大震災により被災
- 平成27年 5月 第6次オンラインシステムスタート
- 平成27年 7月 本部・蛇田支店、移転
- 平成28年 5月 本店営業部、移転

事業方針

経営理念

創造 ・ 奉仕 ・ 共存

経営方針

石巻商工信用組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切にし、金融・情報・相談サービスを通じて、豊かでゆとりのある暮らしとともに考え、地域社会の発展に貢献します。

行動基準

感謝 私たちは、常に感謝の気持ちを持って、いつでも笑顔でお客様の声にこたえます。

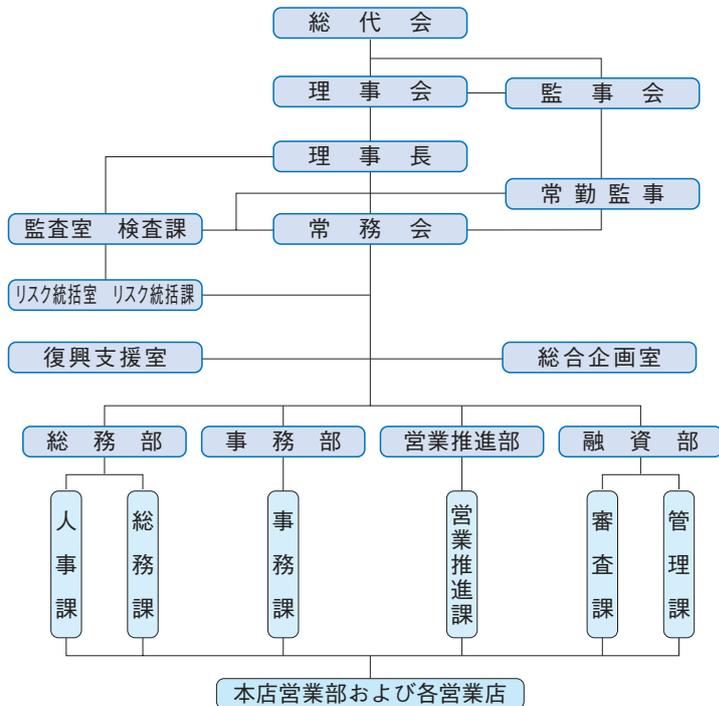
創意 私たちは、お客様との対話を大切に、常に有用な情報の提供と活用に取り組みます。

向上 私たちは、自分の仕事に誇りと自信を持ち、常に自身自身の成長に努めます。

信頼 私たちは、仕事を通じて、お客様の信頼にこたえ続けます。

共栄 私たちは、お客様の豊かでゆとりある暮らしと、地域社会の発展に貢献することにより、共存共栄をめざします。

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和2年6月24日現在)

理事長	梶谷 啓二	理事	近江 恵一(※)
専務理事	佐藤 友章	理事	松本 賢(※)
常務理事	熱海 英俊	理事	佐藤幸太郎(※)
常勤理事	本田 政彦	常勤監事	大内 孝憲
常勤理事	佐藤 茂	員外監事	植松 博史

(注)当組合は、職員出身者以外の理事3名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

(令和2年3月末現在)

EY新日本有限責任監査法人

令和元年度 経営環境・事業概況

令和元年度は、東日本大震災から9年が経過し、復旧・復興には概ね目途が付きつつあるものの、地元企業の方々は様々な要因により多くの課題を抱えており、未だ厳しい状況が続いているのが実情と思われます。

国内経済に関しては、年度当初は緩やかな回復が続きましたが、その後、米中間の通商問題拡大、英国のEU離脱の影響等、様々な不確実性の存在が見られました。また、地方経済とりわけ中小企業等の業況は、深刻な人手不足や人件費の上昇、仕入コスト増加等が業況の押し下げ要因になり、さらに、年度後半には新型コロナウイルス感染症拡大により景気は大幅に下振れして、業種を問わず地域経済への影響が懸念されております。

このような経営環境の下、当組合では、組合員並びに地域の方々に全力で支援するため、事業再生等に向けたコンサルティング活動、震災復興関連融資の取組み、金融円滑化への対応等を積極的に行って参りました。

その結果、貸出金残高については579億円となり、預金残高については1,465億円となりました。

また、収支面については、日本銀行による金融緩和と政策の継続等により、貸出金利や市場金利の低下が続いたため資金運用収入は減少しましたが、業務効率化による各種経費の削減等を行い、当期純利益は、当初計画を上回る92百万円余を計上することができました。

さらに、自己資本比率につきましては、前期より0.87ポイント上昇し、国内基準の4%を大きく上回る15.52%となり、財務基盤の健全性はより一層万全な状況となっております。

組合員の推移

(単位:人)

区分	平成30年度末	令和元年度末
個人	19,145	18,944
法人	2,254	2,259
合計	21,399	21,203

■総代会の仕組みと役割

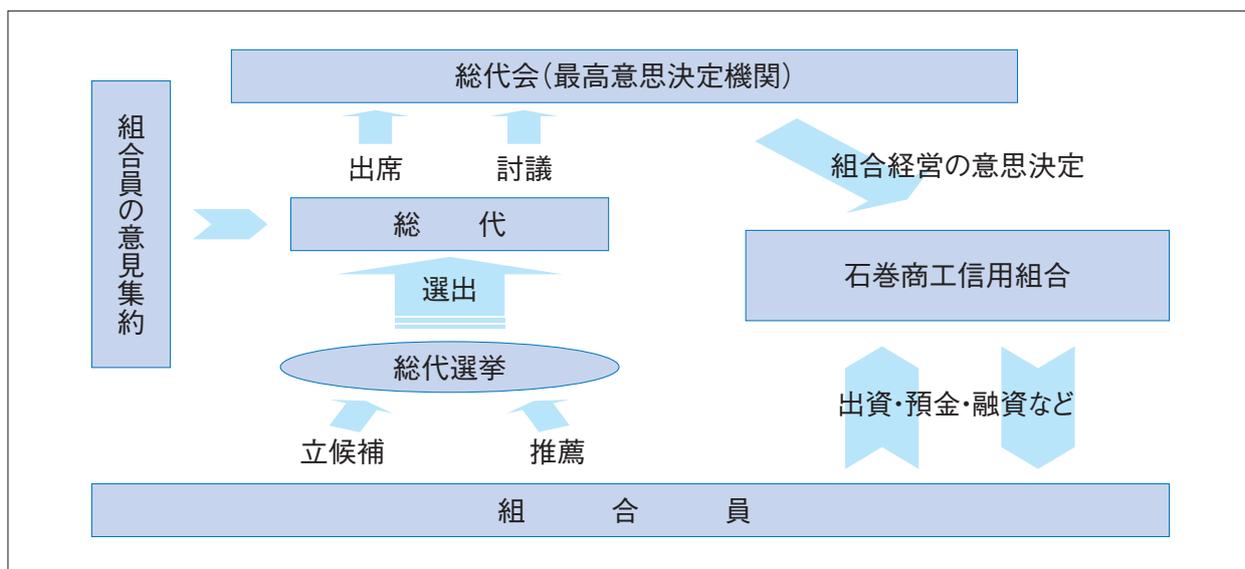
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員21,203名(令和2年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しております。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

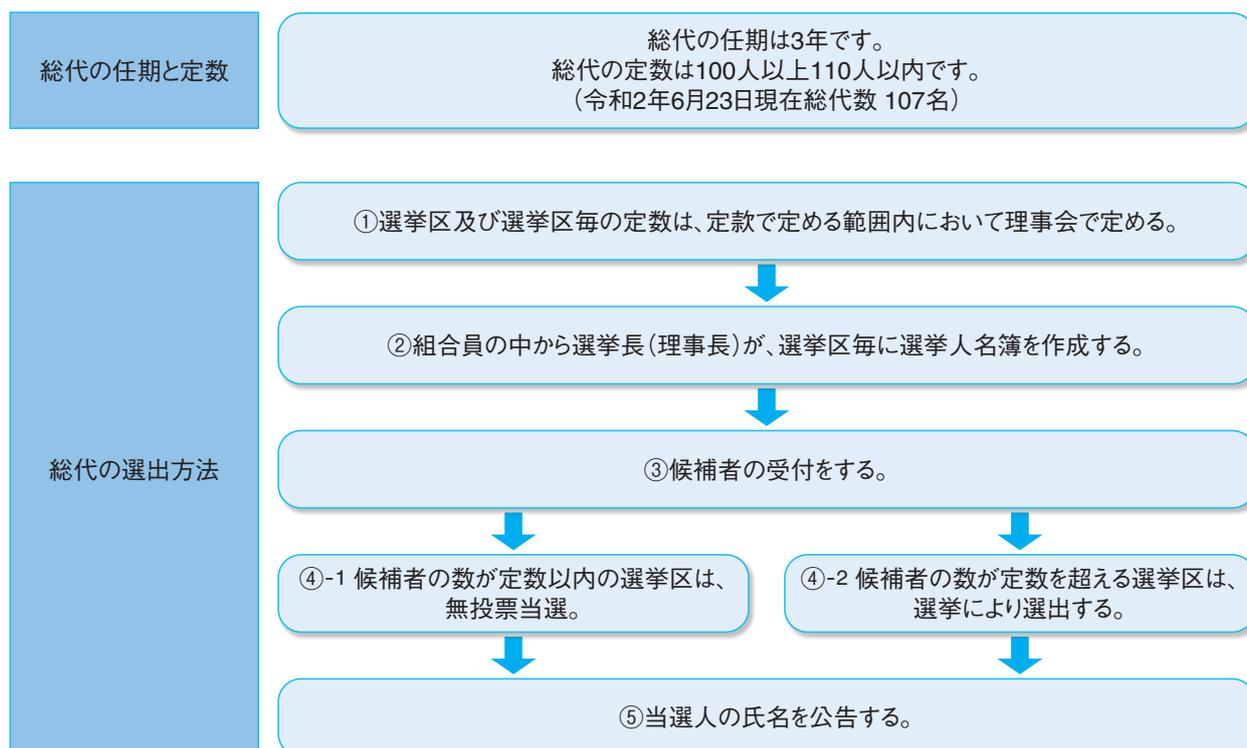
総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



■総代の任期と定数および選出方法

定款により、総代の任期は3年、定数は「100人以上110人以内」と定められております。また、総代の選出方法および地区別等については「総代選挙規約」に定められております。



総代会について

第65期定時総代会の報告

第65期通常総代会が、令和2年6月23日午後2時より開催されました。当日は総代107名のうち、出席105名（うち、書面議決書による出席83名）のもと、全議案が可決・承認されました。

(1) 報告事項

第65期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件

(2) 決議事項

- 第1号議案 第65期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第66期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第4号議案 理事任期満了による改選の件
- 第5号議案 退任役員に対する退任慰労金贈呈の件



総代のご紹介

(令和2年6月23日現在 107名)

選挙区		総代数	総代名					
			(敬称略：五十音順)					
第1区	本店	26名	相沢恵二郎③ 栗野 勝義◎ 大野 晃⑨ 近藤 良一◎ 千田 敬寿③ 渡邊 隆徳③	浅野 亨⑥ 石川 佳洋④ 尾形 清雄④ 四野見 篤② 蛭田 晶彦①	阿部 幸一③ 石巻ガス㈱◎ 木村 克也④ 白出 征三◎ 福村 健◎	阿部 貞夫⑨ 石森 義信⑦ 幸田 一男⑨ 鈴木 啓三◎ 山田 裕司①	阿部 真也③ 板橋 一男◎ 後藤 嘉則② 鈴木 隆男③ 渡邊 紀一⑤	
	中里支店	8名	阿部 正美⑤ 高橋 宏治④	久我 文敏② 武田 幸一⑦	小松 信雄◎ 和田 純大④	佐藤 正洋①	佐藤 吉則⑧	
	湊支店	4名	石巻魚市場㈱◎	遠藤 武志①	布施 三郎⑥	星 進②		
	蛇田支店	12名	阿部 晃④ 大槻 勝男◎ 高橋 忠男④	阿部 博昭④ 尾形 和昭⑨ 山本光二郎④	石川 和典④ 小野 芳男④	伊藤 昇市⑥ 高橋 晃男②	太田 卓男④ 高橋 周一⑦	
	大街道支店	7名	伊藤 和男⑥ 橋爪 英紀⑨	及川 幸八⑨ 松本 俊彦④	大槻 正治②	斎藤 匡④	島 英人③	
	渡波支店	6名	阿部 善司④ 西抜登喜夫④	阿部 友宏⑤	石川 雅博①	内海 浩二③	武田 信哉②	
第2区	矢本支店	8名	阿部 輝男◎ 菅井 正幸◎	及川 信一① 菅原 三郎⑨	太田 哲也① 毛内 忠男⑦	木村 浩章②	櫻井 征也◎	
	松島支店	6名	小野 明文⑤ 寺嶋 克美①	檜崎 希之④	鈴木 秀治⑥	高橋 静男⑦	手代木政廣④	
第3区	前谷地支店	9名	相澤 孫克⑦ 佐々木榮一⑤	池田 憲彦◎ 佐々木久義⑥	伊藤 忠文◎ 佐藤 敬一⑤	後藤 昭裕③ 高橋 英一⑨	齋藤 正秀⑥	
	豊里支店	8名	阿部 一男② 佐々木一男②	阿部 二郎③ 只野九十九⑨	大久保謙司① 只野 佳且⑦	大沼 弘輝⑥	今野 忠教◎	
	登米支店	2名	猪股 育夫⑦	桑原 衛⑨				
第4区	飯野川支店	11名	及川 薫③ 佐藤 康仁④ 横山 宗一⑥	岡 武志⑨ 武山 徳蔵⑨	小野寺善治郎◎ 武山 良一③	木村 信広② 宮城十條林産㈱⑧	佐々木 貴美雄④ 宮本 政士①	

(注) 総代名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が10回以上の場合は◎で示しております。

総代の属性別構成比

職業別	個人 2.8%、個人事業主 5.6%、法人役員 88.8%、法人 2.8%
年代別	40代以下 4.8%、50代 15.4%、60代 40.4%、70代 30.8%、80代以上 8.6%
業種別	小売業 27.9%、建設業 26.9%、製造業 20.2%、卸売業 5.8%、サービス業 3.8%、運輸業 3.8%、他 11.6%

(注) 業種別は、法人、法人役員、個人事業主の割合です。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～34年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部(資産査定部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室検査課(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25万円です。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
0.614%
 - 補足説明
上記1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円及び別途積立金68,360百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金12百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与との額に乗じて算定するため、上記2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上することとしておりますが、当期の計上額はありません。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 747百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,442百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は49百万円、延滞債権額は5,809百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,859百万円です。
なお、13.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、795百万円です。
- 担保に提供している資産は、以下のとおりです。

担保提供している資産	預け金	2,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	1百万円

上記のほか、為替取引のために預け金2,000百万円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金41百万円を担保提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は、7,921円22銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部によるチェックが行われ、また、定期的に常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、融資部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関しては、総務部において金利変動を見込んだALMシミュレーションに基づく収支計画を策定し、常務会及び理事会において確認・今後の対応等の協議を行い、実績について四半期ごとに常務会及び理事会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券の市場運用商品保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用リスク管理規定等に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請を行っております。
融資部では、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、株式の時価や格付及び財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は融資部を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の時価は、1,992百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達及び運用に関する長短のバランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	82,373	82,461	88
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	1,334	1,334	△0
その他有価証券	8,246	8,246	—
(3)貸出金(*1)	57,961		
貸倒引当金(*2)	△395		
	57,566	59,495	1,929
金融資産計	149,520	151,537	2,017
(1)預金積金(*1)	146,586	146,601	15
金融負債計	146,586	146,601	15

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	95
投資事業組合出資金(*)	9
組合出資金(*)	660
合 計	765

(*) 非上場株式、投資事業組合出資金及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

22. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
社債	230	230	0
その他	300	301	1
小計	530	531	1

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—
社債	500	499	△0
その他	304	303	△0
小計	804	803	△1
合計	1,334	1,334	△0

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	38百万円	16百万円	22百万円
債券	6,601	6,274	326
国債	6,397	6,072	325
社債	203	202	1
その他	102	100	2
小計	6,742	6,391	350

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	8百万円	10百万円	△2百万円
債券	1,496	1,511	△14
小計	1,504	1,521	△17
合計	8,246	7,912	333

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次の通りです。

売却価格	売却益	売却損
2,158百万円	35百万円	7百万円

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	130百万円	995百万円	393百万円	7,308百万円
国債	—	—	—	7,308
社債	130	995	393	—
その他	—	706	—	—
合計	130	1,702	393	7,308

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,176百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,176百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	107百万円
固定資産の減損損失	113百万円
役員退職慰労引当金	12百万円
偶発損失引当金	9百万円
減価償却超過額	3百万円
未払事業税	1百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	254百万円
評価性引当額	△213百万円
繰延税金資産合計	40百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	92百万円
繰延税金負債合計	92百万円
繰延税金負債の純額	51百万円



損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	1,297,512	1,271,971
資金運用収益	1,121,099	1,089,643
貸出金利息	956,988	916,245
預け金利息	97,554	104,730
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	57,952	52,834
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	8,603	15,832
役務取引等収益	104,794	102,251
受入為替手数料	64,897	63,194
その他の役務収益	39,896	39,057
その他業務収益	30,404	39,565
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	22,591	35,633
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,812	3,931
その他経常収益	41,215	40,511
貸倒引当金戻入益	19,570	15,228
償却債権取立益	7,399	6,003
株式等売却益	1,669	35
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	12,576	19,245
経 常 費 用	1,213,589	1,145,356
資金調達費用	17,288	12,611
預金利息	16,098	11,871
給付補填備金繰入額	1,089	662
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	93	70
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャルペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	7	7
役務取引等費用	63,925	64,914
支払為替手数料	18,385	17,976
その他の役務費用	45,540	46,938
その他業務費用	20,571	7,417
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	20,498	7,311
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	73	106
経 費	1,087,922	1,049,031
人件費	692,125	665,947
物件費	373,911	361,613
税金	21,884	21,469
その他経常費用	23,881	11,382
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	23,881	11,382
経 常 利 益	83,923	126,615

科 目	平成30年度	令和元年度
特 別 利 益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	39	0
固定資産処分損	39	0
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	83,884	126,615
法人税、住民税及び事業税	10,944	29,072
法人税等調整額	1,385	5,065
法人税等合計	12,330	34,137
当期純利益	71,553	92,477
繰越金(当期首残高)	196,923	106,124
当期末処分剰余金	268,477	198,601

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 105円21銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	268,477	198,601
利益準備金取崩額	5,396	2,924
剰余金処分量	167,750	113,146
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	17,750	13,146
	(年4.00%の割合)	(年3.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	150,000	100,000
繰越金(当期末残高)	106,124	88,378

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
人 件 費	692,125	665,947
報酬給料手当	562,749	537,595
退職給付費用	45,883	46,683
その他	83,492	81,668
物 件 費	373,911	361,613
事務費	138,131	146,682
固定資産費	51,608	52,434
事業費	24,128	21,577
人事厚生費	6,469	5,684
減価償却費	101,454	87,803
その他	52,118	47,431
税金	21,884	21,469
経費合計	1,087,922	1,049,031

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	1,121,099	1,089,643
資金調達費用	17,288	12,611
資金運用収支	1,103,811	1,077,031
役務取引等収益	104,794	102,251
役務取引等費用	63,925	64,914
役務取引等収支	40,868	37,336
その他業務収益	30,404	39,565
その他業務費用	20,571	7,417
その他の業務収支	9,833	32,147
業務粗利益	1,154,512	1,146,516
業務粗利益率	0.79 %	0.75 %
業務純益	72,235	103,239
実質業務純益	72,235	103,239
コア業務純益	70,142	74,916
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	70,142	74,916

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	104,794	102,251
受入為替手数料	64,897	63,194
その他の受入手数料	39,896	39,057
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	63,925	64,914
支払為替手数料	18,385	17,976
その他の支払手数料	416	282
その他の役務取引等費用	45,124	46,655

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	△ 48,508	△ 31,456
支払利息の増減	△ 8,903	△ 4,676

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益



自己資本の充実の状況

(単位:百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定の額	6,585	6,661
うち、出資金及び資本剰余金の額	439	436
うち、利益剰余金の額	6,163	6,238
うち、外部流出予定額(△)	17	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	93	84
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	93	84
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,678	6,746
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	3
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,674	6,742
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	43,296	41,277
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,248	2,158
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	45,544	43,435
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.65%	15.52%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	1,618,320	1,645,203	1,401,842	1,297,512	1,271,971
経常利益	240,480	119,488	123,050	83,923	126,615
当期純利益	282,190	380,369	112,747	71,553	92,477
預金積金残高	150,391,694	154,407,119	141,127,453	144,927,218	146,586,834
貸出金残高	58,622,102	59,220,505	59,436,030	58,305,143	57,961,765
有価証券残高	8,063,629	3,074,895	9,965,736	8,381,808	9,685,806
総資産額	159,201,210	161,550,080	148,281,641	152,235,951	154,079,848
純資産額	6,441,786	6,565,293	6,721,233	6,897,471	6,915,913
自己資本比率(単体)	14.80 %	13.89 %	15.40 %	14.65 %	15.52 %
出資総額	451,523	447,588	444,863	439,467	436,543
出資総口数	903,046 □	895,177 □	889,727 □	878,934 □	873,086 □
出資に対する配当金	18,506	17,968	17,856	17,750	13,146
職員数	130 人	131 人	130 人	122 人	118 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	平成30年度	145,825 百万円	1,121,099 千円	0.76 %
	令和元年度	152,627	1,089,643	0.71
うち貸出金	平成30年度	55,639	956,988	1.71
	令和元年度	54,887	916,245	1.66
うち預け金	平成30年度	80,845	97,554	0.12
	令和元年度	88,274	104,730	0.11
うち買入金銭債権	平成30年度	22	590	2.62
	令和元年度	17	559	3.16
うち有価証券	平成30年度	9,042	57,952	0.64
	令和元年度	8,787	52,834	0.60
資金調達勘定	平成30年度	142,470	17,288	0.01
	令和元年度	149,072	12,611	0.00
うち預金積金	平成30年度	142,385	17,187	0.01
	令和元年度	149,000	12,533	0.00
うち譲渡性預金	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	—	—	—
うち借入金	平成30年度	83	93	0.11
	令和元年度	70	70	0.10

(注)資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(平成30年度16百万円、令和元年度23百万円)を、それぞれ控除して算出・表示しております。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

(注)オフバランス取引:本表に記載するオフバランス取引とは、先物取引・スワップ取引・オプション取引等の派生商品取引です。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.05	0.08
総資産当期純利益率	0.04	0.05

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資金運用利回 (a)	0.76	0.71
資金調達原価率 (b)	0.77	0.70
総資金利鞘 (a-b)	△ 0.01	0.01

先物取引の時価情報

該当事項なし

(注)先物取引:取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のことです。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	680	681	1	230	230	0
	そ の 他	406	407	1	300	301	1
	小 計	1,086	1,089	2	530	531	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	199	△ 0	500	499	△ 0
	そ の 他	200	199	△ 0	304	303	△ 0
	小 計	400	399	△ 1	804	803	△ 1
合 計		1,486	1,488	1	1,334	1,334	△ 0

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債	41	20	21	38	16	22
	国 債	6,661	6,275	385	6,601	6,274	326
	地 方 債	6,456	6,073	383	6,397	6,072	325
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	205	202	2	203	202	1
	そ の 他	102	100	2	102	100	2
	小 計	6,805	6,395	409	6,742	6,391	350
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債	3	5	△ 2	8	10	△ 2
	国 債	—	—	—	1,496	1,511	△ 14
	地 方 債	—	—	—	910	911	△ 0
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	585	600	△ 14
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	3	5	△ 2	1,504	1,521	△ 17
合 計		6,808	6,401	407	8,246	7,912	333

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「株式」には、非上場株式は含まれておりません。

3. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

4. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

売買目的有価証券

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	75	95
その他の証券(投資事業組合出資金)	10	9
合 計	86	104

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	22	35
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7	3
その他業務収益合計	30	39

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
1店舗当りの預金残高	12,077	12,215
1店舗当りの貸出金残高	4,858	4,830

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成30年度	令和元年度	
預 貸 率	(期 末)	40.23	39.54
	(期 中 平 均)	39.07	36.83
預 証 率	(期 末)	5.78	6.60
	(期 中 平 均)	6.35	5.89

(注)1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

常勤役員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
常勤役員1人当りの預金残高	1,132	1,182
常勤役員1人当りの貸出金残高	455	467



資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	54,234	38.0	54,869	36.8
定期性預金	87,941	61.7	93,929	63.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	209	0.1	202	0.1
合 計	142,385	100.0	149,000	100.0

(注)「その他の預金」は、別段預金、納税準備預金の合計です。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度末		令和元年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	77,252	53.3	76,070	51.8
法人	67,674	46.6	70,515	48.1
一般法人	27,364	18.8	26,983	18.4
金融機関	25	0.0	31	0.0
公 金	40,284	27.7	43,501	29.6
合 計	144,927	100.0	146,586	100.0

(注)「個人」には、個人事業者を含んでおります。

定期預金種別残高

(単位:百万円)

区 分	平成30年度末	令和元年度末
固定金利定期預金	92,846	93,716
変動金利定期預金	15	15
その他の定期預金	—	—
合 計	92,862	93,731

資金運用

貸出金種別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	1,042	1.8	931	1.6
手形貸付	4,439	7.9	4,250	7.7
証書貸付	49,052	88.1	48,743	88.8
当座貸越	1,105	1.9	962	1.7
合 計	55,639	100.0	54,887	100.0

有価証券種別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	7,389	81.7	6,626	75.4
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	1,151	12.7	1,330	15.1
株 式	113	1.2	112	1.2
外国証券	375	4.1	706	8.0
その他の証券	11	0.1	10	0.1
合 計	9,042	100.0	8,787	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —
地方債	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	平成30年度末 令和元年度末	150 130	730 995	204 393	— —
外国証券	平成30年度末 令和元年度末	— —	609 706	100 —	— —
その他の証券	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	平成30年度末 令和元年度末	150 130	1,339 1,702	304 393	6,456 7,308

(注)有価証券のうち、株式残高(平成30年度末120百万円、令和元年度末142百万円)及びその他の証券(投資事業組合出資金)(平成30年度末10百万円、令和元年度末9百万円)は除いております。

担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	平成30年度末 令和元年度末	975 740
有 価 証 券	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —
動 産	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —
不 動 産	平成30年度末 令和元年度末	3,878 3,687	6.6 6.3	44 34
そ の 他	平成30年度末 令和元年度末	— —	— —	— —
小 計	平成30年度末 令和元年度末	4,853 4,427	8.3 7.6	44 34
信用保証協会・信用保険	平成30年度末 令和元年度末	21,656 23,206	37.1 40.0	— —
保 証	平成30年度末 令和元年度末	19,083 17,326	32.7 29.8	2 —
信 用	平成30年度末 令和元年度末	12,711 13,000	21.8 22.4	10 9
合 計	平成30年度末 令和元年度末	58,305 57,961	100.0 100.0	58 44

資金運用

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
固定金利貸出	40,908	40,906
変動金利貸出	17,396	17,055
合計	58,305	57,961

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	6,132	10.5	6,404	11.0
農業、林業	373	0.6	361	0.6
漁業	159	0.2	216	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	38	0.0	55	0.0
建設業	13,640	23.3	12,175	21.0
電気、ガス、熱供給、水道業	26	0.0	22	0.0
情報通信業	32	0.0	53	0.0
運輸業、郵便業	4,078	6.9	3,995	6.8
卸売業、小売業	9,716	16.6	10,015	17.2
金融業、保険業	1	0.0	1	0.0
不動産業	1,084	1.8	1,032	1.7
物品賃貸業	66	0.1	18	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	319	0.5	363	0.6
飲食業	888	1.5	869	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	55	0.0	41	0.0
教育、学習支援業	62	0.1	55	0.0
医療、福祉	373	0.6	390	0.6
その他のサービス	4,209	7.2	4,019	6.9
その他の産業	343	0.5	343	0.5
小計	41,606	71.3	40,436	69.7
国・地方公共団体	7,696	13.1	8,743	15.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,003	15.4	8,781	15.1
合計	58,305	100.0	57,961	100.0

(注)1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2.「個人」には、業種が個人のほか、資金用途が住宅資金・個人消費資金等が含まれております。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	783	10.2	846	11.1
住宅ローン	6,866	89.7	6,742	88.8
合計	7,650	100.0	7,588	100.0

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度末		令和元年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	36,595	62.7	37,648	64.9
設備資金	21,709	37.2	20,313	35.0
合計	58,305	100.0	57,961	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	平成30年度末		令和元年度末	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	93	10	84	△9
個別貸倒引当金	317	△29	311	△6
貸倒引当金合計	410	△19	395	△15

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の算定等に関して規定で定めております。

(2)令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	52

(注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「基本報酬」47百万円、「退職慰労金」5百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
2.「同等額」は、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「職員退職金給与規定」に基づき支払っております。
また、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度末	1,434	1,339	95	1,434	100.0
	令和元年度末	1,559	1,440	119	1,559	100.0
危険債権	平成30年度末	3,628	3,330	221	3,552	97.8
	令和元年度末	4,299	4,027	191	4,219	98.1
要管理債権	平成30年度末	—	—	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—	—	—
不良債権計	平成30年度末	5,063	4,669	317	4,987	98.4
	令和元年度末	5,859	5,467	311	5,779	98.6
正常債権	平成30年度末	53,328				
	令和元年度末	52,171				
合 計	平成30年度末	58,392				
	令和元年度末	58,030				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成30年度末	47	5	41
	令和元年度末	49	17	31
延滞債権	平成30年度末	5,015	4,664	275
	令和元年度末	5,809	5,450	279
3か月以上延滞債権	平成30年度末	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成30年度末	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—
合 計	平成30年度末	5,063	4,669	317
	令和元年度末	5,859	5,467	311

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令等遵守体制(コンプライアンス体制)

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、金融機関としての「社会的責任」と「公共的使命」を十分認識して健全な業務運営に徹底し、リスク統括室を統括部署として、各営業店・本部各課にコンプライアンス責任者を配置してコンプライアンス体制の構築を図っております。また、必要に応じて弁護士等の外部専門家による助言を受ける体制を整備しております。さらに、コンプライアンス統括部署では、事業年度毎に実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を受けるとともに、各営業店及び本部各課においても各々コンプライアンス・プログラムの策定と取組状況の自己評価等による確認を行い、統括部署では実施状況を確実し指導するとともに、定期的に常務会・理事会へ取組状況を報告しております。

加えて、理事会承認のもと「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規定」を制定するとともに、コンプライアンスの具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」も弁護士のリーガル・チェックを経て策定し、必要に応じて法令等に照らし、同マニュアルの改定を実施しております。

また、一人ひとりのコンプライアンス意識を高め、質の高い業務を実践するため、統括部署による研修に留まらず、各営業店・本部各課においてもコンプライアンス責任者が内部研修を実施しております。さらに、全職員に対し「コンプライアンス自己診断」を毎年実施し、結果をフィードバックする等継続的に法令等遵守の風土醸成を図り、お客さま及び地域社会からの信頼・信用される金融機関を目指しております。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

(1) 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

(2) 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(5) 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠いすための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合では、お客さま本位の業務運営を目指し、より良い金融商品・サービスの提供をするため、以下のとおり基本方針を定め、お客さまとの信頼関係を高めてまいります。

(1) お客さまにとって最善の利益の追求

- ・お客さまへ誠実・公正に業務を行い、お客さまにとって最善の利益の追求に努めます。
- ・お客さまからのご相談・ご要望には誠意をもって対応し、業務運営の改善に活かしてまいります。

(2) 利益相反の適切な管理

- ・お客さまの利益が不当に害されることのないよう、別に公表しております「利益相反管理方針」に基づき、適正な業務運営、管理を行ってまいります。

(3) 手数料等の明確化

- ・お客さまにご負担いただく手数料その他の費用について、お客さまにご理解いただけるよう分かりやすく説明いたします。

(4) 重要な情報のわかりやすい提供

- ・お客さまへの商品・サービスをご提供するにあたり、リスクなどの重要な情報をお客さまにご理解いただけるよう分かりやすく説明いたします。

(5) お客さまにふさわしい金融商品・サービスの提供

- ・お客さまとの対話により、取引目的・知識・経験・資産の状況などを十分に把握し、お客さまのニーズにあった金融商品・サービスをご提案いたします。

(6) お客さま本位の業務運営を実現するための人材育成

- ・お客さまの多様なニーズにお応えし、お客さまの最善の利益を図っていくため、業務知識修得の研修や教育等を継続的に実施し、コンサルティング能力を発揮できる人材の育成に努めてまいります。

顧客保護等管理態勢

●顧客保護等管理態勢

当組合は、「顧客保護」を重点課題とし、理事会承認のもと「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を制定し、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上を図りながら、お客さまからの信頼を確保するため法令等を遵守して、以下の態勢について誠実かつ公正に事業を遂行しております。

お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまへの正確かつ適切な商品説明と情報提供を行うとともに、お客さまからの相談・苦情等については、相談・苦情窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を確保して、ご理解を得られるように努めております。

また、金融ADR制度に対応して、当組合内窓口のほか「しんくみ相談所」あるいは「仙台弁護士会紛争解決支援センター」「東京弁護士会紛争解決センター」「第一東京弁護士会仲裁センター」「第二東京弁護士会仲裁センター」へお客さまから直接お申し出いただくことも可能です。

さらにお客さまの情報については、適法かつ適切な利用目的・手段で取得するとともに、不正なアクセスや流出等の防止のため適切かつ十分な安全保護管理を致しております。加えて、当組合がその業務を外部委託する場合にも、お客さまの情報管理について外部委託先のチェックを行っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(1) 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【石巻商工信用組合 総務部】 電話番号0225-95-3333
受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日を除く)
受付時間：9時～17時

なお、苦情等対応手続きについては、店頭あるいは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.ishinomakisikyoku.shinkumi.jp/>

(2) 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター(電話:022-223-1005)
東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)
第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日を除く)
受付時間：9時～17時
電 話：03-3567-2456

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和57年政令第44号)第3条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	石巻商工信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	436百万円

(注) 1. 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 2. 非累積的永久優先出資、期限付劣後ローンはございません。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合はこれまで内部留保の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、令和2年3月期の自己資本比率は、当期純利益92百万円の確保等により、国内基準である4%をはるかに上回る15.52%となっております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「リスク管理債権」を、自主分類コードにより電算にて毎月管理しております。また「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金の対象たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金の対象たる破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、個別債権ごとに予想損失額を算出し、貸倒引当金として計上しております。なお、具体的には、破綻懸念先の貸倒引当金は、個別債権ごとの未保全額から合理的と認められる一定期間における回収可能額を控除した額を予想損失額として算出し、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の仕分けは行っておりません。
 株式会社 格付投資情報センター
 株式会社 日本格付研究所
 ムーディーズ・ジャパン株式会社
 S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、保証、預金担保、不動産などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、保証や担保による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、保証又は担保に必要以上に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、保証又は担保が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保の保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等があり、他に自組合預金・積金、不動産等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規定及び「不動産担保評価要領」等の各種要領により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規定・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

<p>リスクの説明</p>	<p>オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。</p>
<p>管理方針・体制</p>	<p>当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店・本部関連課においても毎月、店・課内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、事務部は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、事務部及び関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。</p> <p>システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」に基づき、運用面や管理体制を対象としてシステムチェックを実施し、システムの安全性・信頼性の確保に努めております。また、万一災害や障害発生によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合、お客さまに対するサービスに出来る限り支障が出ないよう業務を継続するためマニュアルの整備と障害を想定した訓練を行っております。</p> <p>その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェック及び対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。</p>
<p>評価・計測</p>	<p>事務リスクについては、内部監査の実施結果及び「事務ミス対応マニュアル」に基づいた「事務ミス報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」のチェック表に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。</p> <p>また、チェック結果による営業店の現状を常務会に報告、併せてチェック結果を業績評価に組み入れており、その他リスクについても都度、評価等を実施しております。</p>

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク量の算出を行っております。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーショナル・リスク量}$$

〔※粗利益＝業務粗利益－(国債等債券売却益＋国債等債券償還益)＋(国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋投務取引等費用(アウトソーシング費用に該当するもの))〕

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

<p>リスクの説明</p>	<p>株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。</p>
<p>管理方針・体制</p>	<p>当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規定」を基本規定とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「有価証券運用リスク管理規定」「有価証券の保有目的区分規定」「有価証券減損処理規定」「有価証券ロスカット規定」の各規定に基づき、内部管理体制を整備し、適正に運用・管理しております。</p> <p>なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規定、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。</p>
<p>評価・計測</p>	<p>株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出し常務会に報告するとともに、半期ごとに時価評価のほか業種別や格付別等の分析結果を常務会・理事会に報告しております。また、出資先の業況把握については、出資先のディスクロージャー誌や決算書等により経營業況の確認を行っております。</p>

●金利リスクに関する事項

■金利リスクの管理方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である Δ EVE及び金利収益の変動額である Δ NIIを計測しております。

なお、当組合は、四半期末を基準日として、金利リスクを計測しております。

■金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.136年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.500年です。
- (c) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は考慮しておりません。
- (e) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (f) 内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- (g) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の Δ EVEは1,988百万円(前期末比456百万円)となっております。
主に、1年超の定期性預金調達減少、10年超の有価証券運用を増加させたことによります。
 Δ NIIは開示初年度であるため、前期末は記載しておりません。
- (h) 計測値の解釈や重要性に関する説明
当期の計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク		Δ EVE		Δ NII	
		平成30年度末	令和元年度末	平成30年度末	令和元年度末
1	上方パラレルシフト	1,531	1,988		231
2	下方パラレルシフト	0	0		214
3	スティーブ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,531	1,988		231
		平成30年度末		令和元年度末	
8	自己資本の額	6,674		6,742	

(注) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、令和2年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.20をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	43,296	1,731	41,277	1,651
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	43,296	1,731	41,277	1,651
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	16,523	660	16,655	666
(iii) 法人等向け	10,860	434	8,901	356
(iv) 中小企業等・個人向け	9,995	399	9,995	399
(v) 抵当権付住宅ローン	562	22	547	21
(vi) 不動産取得等事業向け	1,115	44	1,027	41
(vii) 信用保証協会付	776	31	790	31
(viii) 3か月以上延滞等	36	1	25	1
(ix) 出資等	101	4	122	4
出資等のエクスポージャー	101	4	122	4
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
(xi) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	660	26	660	26
(xii) その他	2,414	96	2,301	92
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	2,248	89	2,158	86
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	45,544	1,821	43,435	1,737

(注)1.所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4.「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

5.「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、「地域経済活性化支援機構等付、名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)へのエクスポージャー」及び資産のうち「有形・無形固定資産、買入金銭債権」等のエクスポージャーが含まれます。

6.オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \div 8\%} \div \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
国 内	151,574	153,474	58,394	58,032	7,160	8,520	—	—	92	62
国 外	708	706	—	—	708	706	—	—	—	—
地 域 別 合 計	152,283	154,180	58,394	58,032	7,868	9,226	—	—	92	62
製 造 業	6,321	6,651	6,211	6,444	100	200	—	—	20	20
農 業、林 業	400	389	400	389	—	—	—	—	—	—
漁 業	241	289	241	289	—	—	—	—	2	1
鉱業、採石業、砂利採取業	38	55	38	55	—	—	—	—	—	—
建 設 業	14,029	12,573	14,027	12,570	—	—	—	—	3	2
電気、ガス、熱供給、水道業	26	22	26	22	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	33	54	32	53	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	4,093	4,206	4,093	4,006	—	200	—	—	24	8
卸 売 業、小 売 業	9,894	10,390	9,891	10,187	—	200	—	—	11	13
金 融 業、保 険 業	83,870	84,652	10	9	1,488	1,436	—	—	—	—
不 動 産 業	1,425	1,347	1,222	1,145	203	202	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	66	18	66	18	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	320	363	320	363	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	998	971	998	971	—	—	—	—	2	—
生活関連サービス業、娯楽業	55	41	55	41	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	62	55	62	55	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	374	390	374	390	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,546	4,371	4,545	4,370	—	—	—	—	7	6
そ の 他 の 産 業	354	352	354	352	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	13,773	15,732	7,697	8,744	6,076	6,986	—	—	—	—
個 人	7,721	7,547	7,721	7,547	—	—	—	—	19	10
そ の 他	3,632	3,701	1	1	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	152,283	154,180	58,394	58,032	7,868	9,226	—	—	92	62
1 年 以 下	73,720	82,706	10,329	9,023	150	130	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	23,838	12,792	6,198	5,782	537	605	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	11,264	10,127	10,462	9,026	801	1,101	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	11,121	12,081	10,818	11,878	303	202	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	9,946	11,859	9,946	11,643	—	200	—	—	—	—
10 年 超	16,427	17,385	10,329	10,398	6,076	6,986	—	—	—	—
期間の定めのないもの	5,964	7,227	308	278	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	152,283	154,180	58,394	58,032	7,868	9,226	—	—	—	—

(注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の業種別の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、買入金銭債権等が含まれております。

4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製造業	79	98	19	△ 35	98	62	—	—
農業、林業	6	2	△ 3	0	2	3	—	—
漁業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	58	54	△ 3	12	54	66	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	23	23	△ 0	0	23	24	—	—
卸売業、小売業	130	77	△ 53	24	77	101	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	0	5	5	△ 1	5	4	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	13	9	△ 4	△ 4	9	4	—	—
飲食業	10	18	8	△ 3	18	14	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	4	5	1	—	5	5	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4	5	1	△ 0	5	4	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	14	13	△ 0	2	13	15	—	—
合計	346	317	△ 29	△ 6	317	311	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	平成30年度	令和元年度
0%	28,757	32,066
10%	10,940	10,704
20%	82,624	83,279
35%	1,190	1,210
50%	556	1,142
75%	13,280	13,285
100%	14,766	12,334
150%	19	14
250%	147	142
1250%	—	—
合計	152,283	154,180

(注) 1. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

なお、当組合預金担保充当分のエクスポージャーについては、リスク・ウェイト区分0%に計上しております。

2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,094	878	3,063	2,680	—	—
①	ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③	法人等向け	233	170	55	45	—	—
④	中小企業等・個人向け	753	656	1,398	1,269	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	—	—	1,456	1,240	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	35	32	56	52	—	—
⑦	信用保証協会付	—	—	—	—	—	—
⑧	3か月以上延滞等	—	—	17	9	—	—
⑨	出資等	—	—	—	—	—	—
	出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪	信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑫	その他	71	19	78	64	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「⑫その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)向けエクスポージャー」が含まれます。

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	出資等エクスポージャー	うち、その他有価証券で市場価格等の時価のあるもの					
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	
上場株式	平成30年度	25	25	44	19	21	2
	令和元年度	27	27	46	19	22	2
非上場株式等	平成30年度	746	—	—	—	—	—
	令和元年度	765	—	—	—	—	—
合計	平成30年度	771	25	44	19	21	2
	令和元年度	792	27	46	19	22	2

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 「売買目的有価証券」は該当ございません。
 3. 「非上場株式等」には、全国信用協同組合連合会への出資金、その他出資金、及びその他の証券(投資事業組合出資金)を含んでおります。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
売却益	1	0
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成30年度	令和元年度
評価損益	19	19

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社及び関連会社の評価損益)

該当事項なし

経営内容

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区分	平成30年度	令和元年度
貿易	—	10
輸出	—	10
輸入	—	—
貿易外	—	3
合計	—	13

(注)全国信用協同組合連合会の取次業務として取扱っております。
(直接の取扱いはございません。)

外貨建資産残高

(単位:千ドル)

項目	平成30年度	令和元年度
外貨建資産残高	—	—

証券業務

国債窓販実績

(単位:百万円)

項目	平成30年度	令和元年度
国債	—	—

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区分	平成30年度末	令和元年度末
全国信用協同組合連合会	35	27
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	17	9
独立行政法人 住宅金融支援機構	5,519	5,258
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	10	9
その他	—	—
合計	5,583	5,304

内国為替取扱実績(送金・振込・代金取立)

(単位:百万円)

区分	平成30年度	令和元年度
	取扱金額	取扱金額
他の金融機関向け	74,849	72,988
他の金融機関から	86,373	85,775
合計	161,222	158,764

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月24日

石巻商工信用組合
理事長 梶谷 啓二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。



その他業務

主な手数料一覧

(令和2年7月1日現在)

■為替手数料

種類	区分	金額区分	窓口 ご利用の場合	ATM ご利用の場合
振込手数料	当組合同一店内あて	3万円未満	110円	無料
		3万円以上	330円	無料
	当組合本・支店あて	3万円未満	220円	110円
		3万円以上	440円	330円
	他行あて	3万円未満	550円	440円
		3万円以上	770円	660円
		3万円未満	440円	—
		3万円以上	660円	—

※窓口ご利用の「当組合同一店内あて」とは、受取人様の口座のある店舗でのお振込みです。
なお、渡波支店窓口においては、受取人様の口座が「湊支店」の場合についても「当組合同一店内あて」のお取扱いとなります。

※ATMご利用の「当組合同一店内あて」とは、依頼人様と受取人様の口座が同一店舗にあるお振込みです。

代金取立 手数料	当組合本・支店あて	1 通	440円
	他行あて	普通扱い	1 通 660円
		至急扱い	1 通 880円
その他 手数料	振込・送金の組戻料	1 件	660円
	取立手形(小切手・クーポン等)組戻料	1 通	660円
	不渡手形返却料(手形・小切手)	1 通	660円

※同一手形交換地域内の取立は無料となります。

■当組合ATM手数料(払戻1回につき)

区分	当組合カード	その他
平日18時まで(土曜日14時まで)	無料	110円
平日18時以降(土曜日14時以降)	無料	220円
日曜日・祝日	無料	220円

※当組合の発行カードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日、祝日等でも組合員・組合員以外に係わらず、全ての方に無料でご利用いただけます。

(当組合キャッシュカードのセブン銀行での取扱時間帯・手数料無料時間帯)

曜日	取扱時間帯	手数料無料時間帯
平日	7:00~22:00	8:45~18:00
土曜日	8:00~20:00	9:00~14:00
日曜日・祝日	8:00~20:00	(1件110円)

■当座預金関連手数料

当座小切手用紙発行手数料	1 冊 (50枚綴り)	2,200円
約束手形用紙発行手数料	1 冊 (50枚綴り)	2,200円
為替手形用紙発行手数料	1 枚	110円
マル専口座開設手数料	割賦販売通知書 (1 枚)	3,300円
マル専手形用紙発行手数料	1 枚	550円

■情報開示手数料

情報開示手数料	店頭渡し	660円
	郵 送	1,320円

※取引明細等添付の場合、3枚目以降1枚ごとに110円加算となります。

■主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預金・定期積金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

なお、外国送金その他外国為替の仕向けにつきましては、マネー・ローンダリング(資金洗浄)対策の一環としまして、対象とするお客さまを組合員の方、取扱店舗を蛇田支店に限定しております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債等の募集の取扱業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(c) 日本銀行の歳入復代理店業務

(ホ) 地方公共団体の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(チ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

■その他手数料・使用料

残高証明書発行手数料	店頭渡し	1 通	440円
利息証明書発行手数料	郵 送	1 通	550円
自己宛小切手		1 枚	440円
通帳・証書・カードの再発行手数料		1 冊 (枚)	1,100円
夜間金庫使用料	基本料	年 額	33,000円
貸金庫使用料	I 種	年 額	13,200円
	II 種	年 額	19,800円
両替手数料	1枚~50枚		無料
	51枚~1,000枚		330円
	1,001枚~2,000枚		660円
	2,001枚~3,000枚		990円
	以降1,000枚ごとに330円加算となります。		

※現金による金種指定の払戻で実質両替とみなされる場合も両替手数料の対象となります。
1回の取引が両替及び払戻等複数の場合、金種の合計枚数に応じて両替手数料がかかります。

(注) 上記の手数料には消費税が含まれております。

なお、税率の変更などにより金額が変更となる場合があります。

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地元の中小企業の皆さまや住民の方々が組合員となって、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小企業の皆さまや地域の方々一人ひとりの顔が見えるきめ細かな取引を基本としており、常にお客さま・組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

地方創生に向けた取組み

当組合は、石巻市・東松島市と地方創生に向けた実効性の高い取組みを推進することを目的に「包括連携に関する協定」を締結しております。令和元年度は、「東松島市人口ビジョン・第2期総合戦略」市民委員として、第1期総合戦略の取組み状況等の評価及び第2期総合戦略策定の検討に参画いたしました。

今後も当組合と地方公共団体双方のノウハウや資源を有効に活用しながら、創業支援や産業振興など幅広い分野で連携協力し、地方創生の実現に向けた取組みを進めてまいります。

文化的・社会的貢献に関する活動

● 子どもの健全育成活動への寄付

当組合は、全国信用協同組合連合会等と連携して、クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを通じ、お客さまに一切の負担をおかけすることなく、利用代金の一定割合と当組合の助成金を含め、毎年継続して各地区の子供会育成会連合会等に寄付を行い、その活動を支援しております。

令和元年度は、石巻市子ども会育成会(石巻市)、石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会(石巻市)、東松島市子ども会育成連合会(東松島市)、登米町子ども会育成会(登米市)、いるかの会(松島町)へそれぞれ寄付金を贈呈し、通算で36回、寄付金の累計額は約548万円となりました。

● 防犯パトロール活動・こども110番連絡所

地域社会への貢献活動の一環として、所轄の警察署とタイアップし、地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、渉外活動を通じた防犯パトロール活動を展開しております。併せて、地域の子どもが危険を感じた時の緊急避難所として、営業店を「こども110番連絡所」としております。

● 高齢者地域見守り活動

宮城県内9金融機関と連携し、宮城県と「高齢者地域見守りに関する協定」を締結しております。

この活動は、職員が高齢者世帯等を訪問時に何らかの異変に気付いた場合、市町村(緊急時には警察や消防)へ連絡し適切な対応をすることにより、高齢者等が安心して暮らし続ける環境を整え、地域福祉の向上に寄与することを目的としております。

● 献血活動

信用組合業界では、社会貢献活動として輸血用血液への献血活動を行っており、令和元年度も業界全体で4,000名余が献血に参加しました。当組合においても、役職員54名が積極的に献血活動に参加しました。

振込取扱時間について

● 他金融機関から当組合口座への当日入金時間について

他の金融機関のお客さまから、当組合のお客さま口座への振込については、24時間365日、当日中に入金いたします。

詳しくは、窓口へお問合せ下さい。

(注)当組合への振込については、お客さま口座を確認後に振り込まれます。

● 当組合ATMによる振込受付時間について

当組合ATMにより、下記時間に受付けた振込につきましては、当日中に入金いたします。

	受付時間	対象店舗
平日	9:00～20:00	本店営業部・中里支店・飯野川支店・前谷地支店・矢本支店・蛇田支店・大街道支店・渡波支店
	9:00～17:00	松島支店・豊里支店・登米支店
土曜日・日曜日・休日	9:00～20:00	本店営業部・中里支店・矢本支店・蛇田支店・大街道支店・渡波支店
	9:00～17:00	飯野川支店・前谷地支店

(注) 1. 振込先の金融機関によっては、当日振込みできない場合があります。
(当日振込の可否については、ATMの取引画面にてご確認ください)

2. お客さまの口座種類によっては、当日入金の対象外となる場合があります。(当座預金等が対象)

※窓口での受付時間については、各営業店にてご確認ください。

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、相互扶助の理念に基づき、地域の中小企業の皆さまへの円滑な資金の供給にとどまらず、お客さまとの日常的・継続的な対話を通じて、コンサルティング機能を発揮し、様々なライフステージにあるお客さまへの経営支援に取り組むことは、地域金融機関として最も重要な役割であると位置づけております。

今後も、お客さまの信頼や期待に応えられる人材の育成とノウハウ向上に努めるとともに、外部機関や外部専門家等と連携を強化することで、お客さまの経営目標の実現や経営課題の解決に向けた提案を行い、中小企業の経営支援及び地域の活性化へ積極的に取り組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客さまの経営支援・復興支援をする専門部署として「復興支援室」を設置し、ワンストップで各種経営支援を行っております。

● 中小企業診断士による個別「経営相談（無料）」の実施

顧問契約を締結している中小企業診断士による個別の無料経営相談を毎月2回開催しており、様々なライフステージにある事業者の皆さまの経営課題に対する支援を行っております。

● 専門家派遣等による経営支援

経済産業省「地域プラットフォーム（地域の支援機関）」の構成機関として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を活用したミラサポ専門家派遣の支援を行っております。

● 独立行政法人中小企業基盤整備機構ほか公的機関との連携支援

独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県よろず支援拠点、宮城県事業引継ぎ支援センター等の公的支援機関と連携し、経営課題に即した最適なスキームの活用による経営支援を行っております。

● 各種補助金・助成金等の支援

経営革新等支援機関として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」他の事業計画策定・申請の支援を行っております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

ライフステージ別の融資先数及び融資額は、創業5年以内の創業期106先・1,213百万円、成長期107先・2,572百万円、安定期901先・15,608百万円、低迷期114先・2,259百万円、再生期608先・19,075百万円となっております。

中小企業が有している人材・技術・組織力・顧客とのネットワーク・ブランド等の事業性評価による融資先数及び融資残高は240先・18,082百万円となっております。

また、中小企業診断士による経営相談及び経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」等を活用した専門家派遣による経営支援を行いました。

● 創業・新事業開拓の支援

石巻市創業支援事業者連絡協議会の構成機関として、創業支援事業計画に掲げる事業の企画・実施・創業に関する相談等の情報共有、創業者へのフォローアップ等の支援を行っております。

また、令和元年度は、創業・新事業関連融資の取組みの他、創業・新事業を目指す方へ計画策定のアドバイス、当該業界の情報や国・地方公共団体の支援策などの有益情報を提供する等12先に対し創業・新事業の支援を行いました。

● 成長段階の支援

お客さまの企業価値向上支援として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」のミラサポ専門家派遣を活用し「事業価値の見える化」支援を行い、現状分析から今後の事業の方向性について提案しました。

令和元年度は、お客さま企業が有している独自の強み（コア技術・既存ノウハウ等）を有効活用した革新的なものづくり・サービスの新展開に向けた「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の事業計画策定・申請を支援しました。

また、東北工業大学地域連携センターと連携し、お客さま企業と当組合職員の参加による「SDGs」勉強会を開催し、SDGsの取組みによる新たなビジネス、ブランド力強化、経営リスク回避の方策等について学びました。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

独自の強みを持ちながらも経営環境の変化に対応しきれない等の課題を抱えているお取引先企業との深度ある対話により、事業再生に向けた経営改善計画策定等の支援を行い、必要に応じて「宮城県よろず支援拠点」や「宮城県中小企業再生支援協議会」等との連携により事業の再生を支援しております。

令和元年度は、経営改善支援を行う先を選定し、モニタリングによる支援や中小企業診断士等の専門家派遣による支援を行い、事業所メイン先1,300先のうち682先で経営指標が改善し、経営指標が改善された取引先企業の融資残高は15,934百万円となっております。

中小企業の経営支援及び地域の活性化のための取組状況

● 金融円滑化に関する取組み

当組合では、円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化に向けた社会的責任を果たすため、お客さまの目線に立ち、新規のお借入及び貸付条件変更等のご相談に対して柔軟に対応するなど金融の円滑化に取り組んでおります。

令和元年度は、貸付条件変更総数617先、うち経営改善状況が好調先44先、順調先152先、不調先421先となっております。

● 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

令和元年度は新規に無保証で融資した件数は933件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は48.11%、保証契約の見直しを行った件数は69先となっております。

● 事業承継の支援

専門家等を有する「独立行政法人中小企業基盤整備機構」、「宮城県事業引継ぎ支援センター」、「宮城県事業承継ネットワーク事務局」等との連携を強化し「事業承継計画」作成等の円滑な事業承継を支援しております。

また、次世代を担う経営者・事業後継者の育成支援として、自社の決算書を題材に財務分析から事業構想・経営計画作成までの実践的なカリキュラムの「しんくみ事業後継者合同研修」を開催しました。

● 経営支援を実践するための人材育成

東北大学大学院経済学科地域イノベーション研究センター主催の「地域イノベーションアドバイザー塾」へ職員を派遣し、地域企業のイノベーション推進に必要な高度な目利き力、支援力を有する人材の育成を図りました。

また、中小企業の皆さまへの円滑な事業承継支援を実践するための人材育成として、宮城県事業引継ぎ支援センターを講師に迎え、日本政策金融公庫石巻支店と合同で「事業承継支援研修」を実施し、経営支援のスキルアップを図りました。

地域の活性化に関する取組状況

● 創業・起業支援の融資商品

株式会社日本政策金融公庫と連携した創業者向け協調融資商品「創業連携サポートローン」を取扱いしております。創業期にある事業者に対し当組合と日本政策金融公庫が連携し、ワンストップで対応することで、お客さまの利便性向上を図っております。

● 地域産業・観光の振興に関する取組み

「しんくみ食のビジネスマッチング展」・「みやぎ食品・飲料販路開拓展示商談会」等の展示商談会への出展支援のほか、石巻地域産学官グループ交流会の会員として地域産業の活性化に取り組んでおります。

また、観光振興として、信用組合業界のネットワークを活用した旅行の誘致等を行っております。

● 地域資源を活用した6次産業化・農商工連携支援の取組み

石巻市6次産業化・地産地消推進センターと連携し、地域の特徴的な素材や技術(地域資源)の活用、農林漁業者及び商工業者等との連携による新商品開発やブランド構築等の支援を行っております。

● 事業承継支援の融資商品

株式会社日本政策金融公庫と連携した事業承継連携ローン「つなぐチカラ」を取扱いしております。本制度は、事業承継に関する金融支援にとどまらず、公益財団法人みやぎ産業振興機構内の「宮城県事業引継ぎ支援センター」と「宮城県事業承継支援ネットワーク事務局」及び「宮城県よろず支援拠点」が協力・サポート機関となっており、事業承継をお考えの皆さまへトータルで支援できるスキームが特長となっております。

● 子育て支援の融資商品

宮城県と連携した、しんくみ「みやぎっこ応援ローン」を取扱いしております。子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、出産や子育てを希望する全ての方が安心して子供を産み育てることができる地域社会の実現を目指した支援を行っております。

● 生活の向上・安定への取組み

住宅ローンのほか、お使い道に応じた各種ローン、お使い道が自由なフリーローン・カードローンなどの各種個人向け融資商品を取扱いしております。

また、東日本大震災などの災害で被災された方や新型コロナウイルス感染症の影響で給与収入が減少している方などに対し、現在ご利用いただいているお借入返済額の変更などのほか、今後の生活設計等の相談に対応しております。

東日本大震災など災害からの復興・再生に関する対応

当組合では、被災された事業者及び個人のお客さまに対し、適切な金融仲介機能を提供し、地域の復興・再生及び地域経済の活性化に向け、ご融資、相談業務、コンサルティング等について、下記の取扱いを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

ご融資に関する各種相談等

事業復旧資金・事業再生資金の申込、返済中の借入金に関する返済猶予・返済金額の変更、その他お借入に関する各種ご相談

災害対応の主な融資商品

事業性のご融資…東日本大震災復興支援融資、みやぎ中小企業復興特別資金(県)、セーフティネット資金、令和元年台風19号緊急融資等
個人向けご融資…災害復旧ローン、住宅ローン(復興アシスト)、リフォームローン(住まいるワイド)等

復興課題に関する経営支援

当組合では、全営業店に「相談窓口」を開設しているとともに、経営支援・復興支援をする専門部署として「復興支援室」を設置しており、お取引営業店と連携した各種経営支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 事業用施設・設備等の復旧・整備の支援

災害で被災した中小企業等の皆さまの施設・設備の復旧・整備について、中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関として「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等の復興事業計画策定支援を行っております。

● 販路開拓の支援

信用組合業界等のネットワークを活用した各種ビジネスマッチングへの出展支援のほか、当組合のホームページに、震災復興応援サイト『絆いちば』を開設し、お客さまの取扱製品・商品、観光施設のPRを行っております。

● 生産性向上の支援

新サービスや新商品の開発、新たな生産方法の導入などの経営革新に取り組む中小企業等に対し「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」他の事業計画策定・申請の支援を行っております。

● BCP(事業継続計画)作成の支援

専門家派遣等を活用し、災害等が起きた際に事業資産への被害を最小限に食い止め、中核事業を継続させて、いち早く事業全体を復旧させるための対策や方法をまとめたBCP(事業継続計画)の策定支援を行っております。

● 財務改善の支援

当組合独自の財務分析診断及び今後の売上高・収益の向上に向けた「経営改善計画書」の策定支援のほか、中小企業経営力強化支援法に基づく認定経営革新等支援機関として「経営改善計画策定支援事業」等の補助事業の支援を行っております。

早期再生に向けた支援策(二重ローン問題の解消)

当組合では以下の施策を、被災されたお客さまへの重要な支援策と位置づけ適正な運用に努めます。

● 中小企業再生支援協議会の活用

県内中小企業の皆さまからの再生支援に関する相談に応じ、中小企業の皆さまの抱える経営課題の解消に向け、経営改善に関するアドバイスを行っております。また、相談企業の中から支援対象企業を選定し、再生支援チームを編成のうえ、中小企業の皆さまが主体的に行う経営改善計画書の策定及び実行を支援致します。

● 産業復興機構の活用

東日本大震災により被災された中小企業の皆さまの、早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、独立行政法人中小企業基盤整備機構、宮城県、県内地域金融機関等が共同出資し、被災されたお客さまの債務を金融機関から買取ることにより、事業者の皆さまの財務内容の改善を図り、新たな資金を調達できるよう支援致します。

● 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用

東日本大震災による被害により、過大な債務を負われ、被災地域で事業の再生を図ろうとされる被災されたお客さまに対して、金融機関が有する債権の買取を通じて、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援致します。

● 個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理に係る対応

東日本大震災の影響によって、住宅ローンを利用されている個人のお客さまが、今後、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題、いわゆる「二重債務問題」について、個人版私的整理ガイドラインにより、金融機関等が、お客さまに対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な整理により債務免除を行うことによって、お客さまの自助努力による生活や事業の再建を支援致します。

● 株式会社地域経済活性化支援機構の活用

有能な経営資源を有しながらも過大な債務を負っている中小企業の皆さま、その他の事業者の皆さまの事業の再生を支援致します。

新型コロナウイルス感染症に関する対応

当組合では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者及び個人のお客さまに対し、下記の支援を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置

「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

- ・設置店舗 全営業店
- ・開催日時 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日を除く)
9時から15時
- ・受付内容 必要な資金の借入に関するご相談
返済の猶予、返済額の変更等に関するご相談
各種給付金、補助金、助成金等に関するご相談
その他、新型コロナウイルス感染症に関するご相談全般

● 実質無利子・無担保融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の資金繰り支援

売上高の減少等の影響を受けられている中小・小規模事業者の皆さまに対して、保証料補助や実質無利子化の宮城県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を活用した資金繰り支援を行っております。

● 返済猶予等の支援

事業収益や給与収入が減少し、借入金のご返済にお困りのお客さまからの返済猶予・返済額の変更等のご相談に迅速かつ柔軟に対応しております。

● 各種経営相談

各種給付金・補助金・助成金の活用のほか、今後の事業展開等について、中小企業診断士による個別の無料経営相談を毎月2回開催し、経営全般の支援を行っております。

当組合からのお知らせ

● 休眠預金等活用法に基づく休眠預金の預金保険機構への移管について

当組合では、平成30年1月に施行された、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)に基づき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金(休眠預金等)について、預金保険機構に移管いたします。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客さまのご請求により、所定のお手続きを経て、いつでも払戻しいたします。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。窓口へお問合せください。

● マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について

近年、国内外でマネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」という)防止に向けた対策の重要性が高まっております。こうした中、当組合におきましてもマネロン・テロ資金供与対策を重要な経営戦略の一つと位置づけ、提供する商品・サービスや取引形態他、様々な角度・視点からリスクを特定・評価し、必要なリスク低減措置を講じることや、適切な取引時確認及び、同対策に係る職員への教育等、態勢整備に向けて様々な取り組みを実施しております。

このようなマネロン・テロ資金供与対策への取り組みの一環として、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて追加確認等の対応をさせていただきます場合がございますので、ご理解・ご協力の程、宜しくお申し上げます。

● 預金者保護(ATMセキュリティ対策等)

当組合は預金者保護として、ATMセキュリティ等について以下の対策を実施しております。

(1) 暗証番号の変更は、当組合のATMでお客さまが簡単にお手続きできます。

「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等、類推されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めしております。

また、暗証番号変更時には「類推されやすい暗証番号」のチェックを実施しております。

(2) 取引限度額等の設定

お客さまのご預金保護のため、ATMでの1日のご利用限度額について「現金支払および振込」各々100万円以内と定めておりますが、お客さまのご希望に応じて、口座ごとに「ATMでの1日の支払限度額および振込限度額」を100万円以内(千円単位)で各々設定することができます。また、「取引可能店舗の制限」の設定も可能ですので、ご希望される場合は、窓口にお申し出ください。

(3) ATMコーナーの安全対策

ATMの前面に、後方確認のための鏡を設置して、覗き見防止の対策を講じております。

また、「振り込め詐欺」防止対策として、携帯電話を使用しながらATMを操作すると音声や光によって係員に代わり注意を呼びかけます。(矢本支店、大街道支店)

(4) 偽造・盗難キャッシュカード等の被害への補償

偽造・盗難カード被害に対して、預金者保護法に基づく補償のほか、法律が規定していない被害に対しても、当組合の補償基準に基づき補償を実施する制度がございますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出ください。

(5) 休業日のATM利用時におけるトラブル対応

◆通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の場合のご連絡先
047-498-0151にご連絡願います。

◆ATM操作時のトラブル発生等のご連絡方法
ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

店名	住所	電話	ATM
本部	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野三丁目1-1	0225-95-3333	
本店営業部	〒986-0822 宮城県石巻市中央二丁目9-3	0225-95-3331	2台
中里支店	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5	0225-96-2075	1台
湊支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1	0225-96-8311	
蛇田支店	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野三丁目1-1	0225-93-8081	3台
大街道支店	〒986-0859 宮城県石巻市大街道西二丁目1-2	0225-95-9511	1台
渡波支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1	0225-25-0855	1台
飯野川支店	〒986-0101 宮城県石巻市相野谷字飯野川町110	0225-62-2311	1台
前谷地支店	〒987-1101 宮城県石巻市前谷地字上樓屋5-1	0225-72-3079	1台
松島支店	〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町58-3	022-354-3426	1台
矢本支店	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字北浦35-1	0225-82-6866	1台
豊里支店	〒987-0361 宮城県登米市豊里町新田町46	0225-76-3024	1台
登米支店	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池中町14-1	0220-52-3252	1台

《宮城県》
 石巻市(全域)
 東松島市(全域)
 牡鹿郡 女川町
 宮城郡 松島町
 黒川郡 大郷町
 大崎市(全域)
 遠田郡 涌谷町・美里町
 登米市(全域)
 本吉郡 南三陸町
 気仙沼市 本吉町

※ 湊支店につきましては、渡波支店内にて営業しております。

●窓口営業時間のご案内

当組合では、全店舗9時から15時まで窓口営業を行っております。
 なお、登米支店につきましては、11時30分から12時30分の時間帯は窓口休業時間となっております。

●「しんくみふれあい相談コーナー」の設置

当組合では、各種ご相談に応じられるよう「しんくみふれあい相談コーナー」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。

- ・設置店舗 全営業店
- ・開催日時 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日を除く)
 9時から19時
 (15時以降をご希望の場合は事前にご予約願います。)

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律第6条で準用する銀行法第21条「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

<p>■ ごあいさつ…………… 2</p> <p>【概況・組織】</p> <p>1. 事業方針…………… 2</p> <p>2. 事業の組織*…………… 2</p> <p>3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*… 2</p> <p>4. 会計監査人の氏名又は名称*…………… 2</p> <p>5. 店舗等一覧(事務所の名称・所在地)*… 32</p> <p>6. 自動機器設置状況…………… 32</p> <p>7. 地区一覧…………… 32</p> <p>8. 組合員数…………… 2</p> <p>【主要事業内容】</p> <p>9. 主要な事業の内容*…………… 26</p> <p>10. 信用組合の代理業者*…………… 取扱いなし</p> <p>【業務に関する事項】</p> <p>11. 事業の概況*…………… 2</p> <p>12. 経常収益*…………… 11</p> <p>13. 業務純益等*…………… 9</p> <p>14. 経常利益(損失)*…………… 11</p> <p>15. 当期純利益(損失)*…………… 11</p> <p>16. 出資総額、出資総口数*…………… 11</p> <p>17. 純資産額*…………… 11</p> <p>18. 総資産額*…………… 11</p> <p>19. 預金積金残高*…………… 11</p> <p>20. 貸出金残高*…………… 11</p> <p>21. 有価証券残高*…………… 11</p> <p>22. 単体自己資本比率*…………… 11</p> <p>23. 出資配当金*…………… 11</p> <p>24. 職員数*…………… 11</p> <p>【主要業務に関する指標】</p> <p>25. 業務粗利益及び業務粗利益率*…………… 9</p> <p>26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支*… 9</p> <p>27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘*… 11</p> <p>28. 受取利息、支払利息の増減*…………… 9</p> <p>29. 役員取引の状況…………… 9</p> <p>30. その他業務収益の内訳…………… 13</p>	<p>31. 経費の内訳…………… 9</p> <p>32. 総資産経常利益率*…………… 11</p> <p>33. 総資産当期純利益率*…………… 11</p> <p>【預金に関する指標】</p> <p>34. 預金種目別平均残高*…………… 14</p> <p>35. 預金者別預金残高…………… 14</p> <p>36. 常勤役員1人当り預金残高…………… 13</p> <p>37. 1店舗当り預金残高…………… 13</p> <p>38. 定期預金種類別残高*…………… 14</p> <p>【貸出金等に関する指標】</p> <p>39. 貸出金種類別平均残高*…………… 14</p> <p>40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*… 14</p> <p>41. 貸出金利区分別残高*…………… 15</p> <p>42. 貸出金使途別残高*…………… 15</p> <p>43. 貸出金業種別残高・構成比*…………… 15</p> <p>44. 預貸率(期末・期中平均)*…………… 13</p> <p>45. 消費者ローン・住宅ローン残高…………… 15</p> <p>46. 代理貸付残高の内訳…………… 25</p> <p>47. 常勤役員1人当り貸出金残高…………… 13</p> <p>48. 1店舗当り貸出金残高…………… 13</p> <p>【有価証券に関する指標】</p> <p>49. 商品有価証券の種類別平均残高*… 取扱いなし</p> <p>50. 有価証券種類別平均残高*…………… 14</p> <p>51. 有価証券種類別残存期間別残高*…………… 14</p> <p>52. 預証率(期末・期中平均)*…………… 13</p> <p>【経営管理体制に関する事項】</p> <p>53. 法令等遵守体制*…………… 17</p> <p>54. 反社会的勢力に対する基本方針…………… 17</p> <p>55. お客さま本位の業務運営に関する基本方針… 17</p> <p>56. 顧客保護等管理態勢…………… 17</p> <p>57. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*… 17</p> <p>58. リスク管理体制*…………… 18.19.20</p> <p>資料編…………… 21.22.23.24.25</p>	<p>【財産の状況】</p> <p>59. 貸借対照表 損益計算書 剰余金処分(損失処理)計算書*… 5.6.7.8.9</p> <p>60. リスク管理債権及び同債権に対する保全額*… 16</p> <p>(1) 破綻先債権</p> <p>(2) 延滞債権</p> <p>(3) 3か月以上延滞債権</p> <p>(4) 貸出条件緩和債権</p> <p>61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額*… 16</p> <p>62. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)*… 10</p> <p>63. 有価証券・金銭の信託等の評価*…………… 12.13</p> <p>64. 外貨建資産残高…………… 25</p> <p>65. オフバランス取引の状況…………… 11</p> <p>66. 先物取引の時価情報…………… 11</p> <p>67. オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし</p> <p>68. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*… 15</p> <p>69. 貸出金償却の額*…………… 15</p> <p>70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**… 25</p> <p>71. 会計監査人による監査*…………… 25</p> <p>【その他の業務】</p> <p>72. 内国為替取扱実績…………… 25</p> <p>73. 外国為替取扱実績…………… 25</p> <p>74. 国債窓販実績…………… 25</p> <p>75. 主な手数料一覧…………… 26</p> <p>【その他】</p> <p>76. 沿革・歩み…………… 2</p> <p>77. 継続企業の前提の重要な疑義*…………… 該当なし</p> <p>78. 総代会について**…………… 3.4</p> <p>79. 報酬体系について**…………… 15</p> <p>【地域貢献に関する事項】</p> <p>80. 地域貢献・お客さまサービス**…………… 27</p> <p>81. 中小企業の経営支援及び地域の活性化のための取組状況*… 28.29</p> <p>82. 経営者保証に関するガイドラインへの対応**… 29</p> <p>83. 東日本大震災など災害からの復興・再生に関する対応… 30</p> <p>84. 新型コロナウイルス感染症に関する対応…………… 31</p> <p>85. 当組合からのお知らせ…………… 31</p>
---	--	--

